

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 大多喜町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 : A+B+C
1,631	1,268	158	3,057

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,538	4,317	222	183	138	5,002	基金から129百万円繰入
鉄道経営対策事業基金特別会計	2	2	0	0	—	—	
一般会計等	4,540	4,318	222	183		5,002	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足 額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	1,406	1,274	133	133	87	—	—	
老人保健特別会計	137	136	2	2	11	—	—	
後期高齢者医療特別会計	103	102	1	1	37	—	—	
介護保険特別会計	834	818	16	16	175	—	—	基金から37百万円繰入
特別養護老人ホーム特別会計	318	292	25	25	—	—	—	
水道事業会計	461	458	3	296	74	2,029	546	法適用企業
自動車学校事業会計	132	158	△ 25	48	—	20	—	法適用企業
公営企業会計等 計				521		2,049	546	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足 額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
千葉県市町村総合事務組合 (一般会計)	35,278	34,523	755	755	1,920	—	—	
千葉県市町村総合事務組合 (千葉県自治会館管理運営特別会計)	259	212	48	48	—	—	—	
千葉県市町村総合事務組合 (千葉県自治研修センター特別会計)	148	141	6	6	33	—	—	
千葉県市町村総合事務組合 (千葉県市町村交通災害共済特別会計)	165	144	21	21	28	—	—	
千葉県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	4,171	3,874	297	297	20	—	—	
千葉県後期高齢者医療広域連合 (特別会計)	324,339	315,131	9,208	9,208	2,093	—	—	
奥隅都市広域市町村圏事務組合 (一般会計)	2,050	2,010	40	40	—	1,072	146	
奥隅都市広域市町村圏事務組合 (外房緑線緑化事業特別会計)	221	221	0	0	—	449	22	
奥隅環境衛生組合 (一般会計)	731	676	55	55	61	21	4	
国保国吉病院組合 (国保国吉病院事業会計)	2,301	2,367	△ 66	1,408	437	4,455	657	法適用企業 繰出金49百万円
南房総広域水道事業団 (一般会計)	3,270	2,865	405	2,461	—	6,706	47	法適用企業 繰出金27百万円
一部事務組合等 計				14,299		12,703	876	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務残高に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(有)たけゆらの里大多喜	5	79	35	—	—	—	—	—	
いすみ鉄道株式会社	△ 128	118	41	17	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			76	17	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算: A	平成20年度 決算: B	差引 B-A
財政調整基金	610	590	△ 20
減債基金	104	84	△ 20
その他充当可能基金	1,875	1,781	△ 94
充当可能基金 計	2,588	2,455	△ 133

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算: A	平成20年度 決算: B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算: A	平成20年度 決算: B	差引 B-A
実質赤字比率	6.63	5.98	△ 0.65	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	22.56	23.02	0.46	△ 20.00	△ 40.00	自動車学校事業会計	—	—	—
実質公債費比率	8.8	9.2	0.4	25.0	35.0				
将来負担比率	106.5	100.1	△ 6.4	350.0					
財政力指数	0.53	0.52	△ 0.01						
経常収支比率	88.8	88.3	△ 0.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。